

公益財団法人 中国労働衛生協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 中国労働衛生協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県福山市に、従たる事務所を次の場所に置く。

- (1) 広島県尾道市
- (2) 鳥取県鳥取市
- (3) 鳥取県米子市
- (4) 岡山県津山市

2 事務所には、診療所を併設するものとする。

3 本会は、理事会及び評議員会の議決を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

4 事務所に関する必要な事項は、理事長が定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健康診断、保健指導、作業環境測定及び健康の保持・増進に関する各種啓発資料の発行、講習会の開催並びに医学の研究に対する援助等を通じ、職域、地域及び学校等における健康管理、作業管理、作業環境管理の適正化を図り、もって、働く人々とその家族の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 職域、地域及び学校等における各種法令等に基づく健康診断
- (2) 健康診断結果に基づく保健指導・特定保健指導、メンタルヘルスの確保のための教育・指導、研修会等の開催による健康の保持・増進に関する指導・援助、啓発資料の作成・配布並びに産業医活動等
- (3) 作業環境測定法に基づく作業環境測定及び作業環境の改善に関する指導

- (4) 医学・医療分野の学術研究に対する助成
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業を行う地域)

第 5 条 本会は、前条に定める事業を広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県及び近畿地方において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 6 条 本会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を経てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第 8 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 本会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類を主たる事務所及びその写しを従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号については報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、その写しを従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事、監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 本会に、評議員を6名以上10名以内の範囲で置く。

(評議員の選任・解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次のいずれにも該当しない外部委員2名計5名で構成する。
 - (1) 本会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者を含む。）
- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそ

れぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として選任したいと判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本会及び理事、監事並びに評議員との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 7 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。

(任 期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

第 5 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員で構成する。

(権 限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれら附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 財産目録
- (10) キャッシュフロー計算書
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の過半数が出席し、その過半数によって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事、監事の選任の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (6) 評議員会の議長の氏名
- (7) その他法令で定める事項

2 議事録には、出席した評議員のうち評議員会の議長及び互選された者2名が署名、押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、7名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事は、評議員及び監事を兼ねることはできない。
- 4 理事は、使用人を兼ねることができる。
- 5 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 第5項及び第6項の規定は、監事について準用する。

（代表理事と理事長の関係等）

第24条 前条第2項により選任された理事長を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

- 2 業務執行理事のうち1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、理事会に対して自己の職務の執行について報告しなければならない。

（監事の職務）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了すべき時までとする。
- 5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了すべき時までとする。

(役員の解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 32 条 理事会は、定時理事会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故等がある場合には専務理事がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、その決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、理事会に出席した理事又は監事の氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 決議を要する事項について特別な利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (6) 理事会の議長の氏名
 - (7) その他法令で定める事項
- 2 議事録には、当該理事会に出席した理事長及び互選された理事 2 名並びに監事が署名、押印をしなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。ただし、第 40 条の公益目的取得財産残額の贈与については、いかなる場合も変更することができない。

(解 散)

第 39 条 本会は、法人法第 202 条第 1 項の各号、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

(公益目的財産残額の贈与)

第 40 条 本会が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において公益目的財産の残額がある場合には、これに相当する額の財産を評議員会の決議を経て、1 ヶ月以内に本会と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の処分)

第 41 条 本会が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 9 章 役員等の損害賠償責任

(損害賠償の義務)

第 42 条 評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）は、その職務を怠ったことにより本会に損害を生じさせた場合には、法人法第 198 条において準用する第 111 条により、それによって生じた損害を本会に賠償しなければならない。

2 役員等が、職務を行ううえで悪意又は重大なる過失により第三者に損害を生じさせた場合には、損害の範囲内で賠償しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第 43 条 前条第 1 項の損害賠償責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法人法第 113 条の定めるところによりその一部を免除することができる。

(損害賠償責任額の減免)

第44条 本会は、法人法第198条において準用する第115条の規定により、外部理事との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第10章 事務局等

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局及び医局（以下「事務局等」という。）を設置する。

- 2 事務局等には、所要の職員を置く。
- 3 事務局等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定め、かつ、職員を任免する。

(会議等)

第46条 本会に、本会の業務を適切かつ迅速に遂行するための会議等を設ける。

- 2 会議等は、評議員会、理事会及び監事の職務に制約を加えるものであってはならない。

(特別顧問及び相談役)

第47条 本会に、特別顧問（2名以内）、相談役（3名以内）を置くことができる。

- 2 特別顧問及び相談役は、本会の事業に特に功労のあった者、又は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 特別顧問は、本会の重要事項に関して理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本会の運営又は事業に係る特定の事項について理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べるができる。
- 5 特別顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行ううえで必要な費用は支払うことができる。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 次に掲げる書類は、本会のホームページに掲載し、1年間一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類

- (3) 事業報告
- (4) 事業報告の付属明細書
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (8) 財産目録
- (9) キャッシュフロー計算書
- (10) 監査報告
- (11) 理事、監事並びに評議員の名簿
- (12) 理事、監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(個人情報保護)

第 49 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 50 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(その他)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、法人の設立登記を行った時は、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の登記の日に就任する最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 澁谷 誠、清水信義、坪田信孝、西井笑美子、本田祐二、村上寿一、
 安藤靖彦、木多俊次、林 信男、松本順次
- 4 本会の登記の日に就任する最初の理事長は森政征史とし、業務執行理事は
 西川 亨、小出 靖及び松林重幸とし、その他の理事は石井耕二、平野敬二、
 丸山萬里子及び竹内 伸とする。
- 5 改正後の定款は、平成 26 年度の最終のものに関する定時評議員会の翌日か
 ら施行する。
- 6 改正後の定款は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。
- 7 改正後の定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 改正後の定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うための不可欠な特定の財産以外のもの）
 第 6 条関係

財産種別	場 所 ・ 物 量 等
土 地	広島県福山市引野町五丁目 14 番 2 号 2,102.50 m ²
	広島県尾道市平原三丁目 1 番 1 号 2,800.00 m ²
	鳥取県鳥取市湖山町東四丁目 95 番地 1 1,912.47 m ²
	鳥取県米子市二本木 501 番 6 2,605.62 m ²
	岡山県津山市戸島 634 番 25 2,000.01 m ²